

様式第1号

令和5年度 随意契約の発注見通し及び契約締結予定の公表【地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び4号に係る公表】

NO	契約予定件名 ----- (契約予定内容)	契約締結予定日	契約の相手方	契約の相手方の 決定方法	契約の相手方の 選定基準	発注担当課
1	アジサイ剪定業務委託 ----- (剪定業務)	令和 5 年 8 月 16 日	(公社)関市シルバー 人材センター	予定価格の範囲 内であること。	・地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号の規定による ・シルバー人材センター	板取事務所
2	旧板取中学校樹木剪定業務 ----- (剪定業務)	令和 5 年 8 月 18 日	(公社)関市シルバー 人材センター	予定価格の範囲 内であること。	・地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号の規定による ・シルバー人材センター	板取事務所
3	旧板取中学校樹木草刈業務 ----- (草刈業務)	令和 5 年 9 月 1 日	(公社)関市シルバー 人材センター	予定価格の範囲 内であること。	・地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号の規定による ・シルバー人材センター	板取事務所
4	アジサイロード管理業務委託 ----- (草刈、剪定、施肥業務)	令和 6 年 2 月 1 日	(公社)関市シルバー 人材センター	予定価格の範囲 内であること。	・地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号の規定による ・シルバー人材センター	板取事務所

※ 契約内容の詳細については、各担当課にお問い合わせください。

様式第1号

令和5年度 随意契約の発注見通し及び契約締結予定の公表【地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び4号に係る公表】

NO	契約予定件名 ----- (契約予定内容)	契約締結予定日	契約の相手方	契約の相手方の 決定方法	契約の相手方の 選定基準	発注担当課
1	関市武儀事務所庁舎敷地草引及び草刈業 務委託 ----- (草引及び草刈業務)	令和 5 年 8 月 1 日	(公社)関市シル バー人材センター	予定価格の範囲 内であること。	・地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号の規定による ・シルバー人材センター	武儀事務所

※ 契約内容の詳細については、各担当課にお問い合わせください。

様式第1号

令和5年度 随意契約の発注見通し及び契約締結予定の公表【地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び4号に係る公表】

NO	契約予定件名 ----- (契約予定内容)	契約締結予定日	契約の相手方	契約の相手方の 決定方法	契約の相手方の 選定基準	発注担当課
1	上之保地域市道・林道後期草刈業務 ----- (草刈業務)	令和 5 年 10 月 1 日	(公社)関市シル バー人材センター	予定価格の範囲 内であること。	・地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号の規定による ・シルバー人材センター	上之保事務所

※ 契約内容の詳細については、各担当課にお問い合わせください。

様式第1号

令和5年度 随意契約の発注見通し及び契約締結予定の公表【地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び4号に係る公表】

NO	契約予定件名 (契約予定内容)	契約締結予定日	契約の相手方	契約の相手方の 決定方法	契約の相手方の 選定基準	発注担当課
1	関川遊歩道草刈業務 (観光施設の草刈)	令和 5 年 9 月 1 日	(公社)関市シル バー人材センター	予定価格の範囲 内であること。	・地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号の規定による ・シルバー人材センター	観光課
2	池尻河原等草刈業務 (観光施設の草刈)	令和 5 年 9 月 10 日	(公社)関市シル バー人材センター	予定価格の範囲 内であること。	・地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号の規定による ・シルバー人材センター	観光課

※ 契約内容の詳細については、各担当課にお問い合わせください。

様式第1号

令和5年度 随意契約の発注見通し及び契約締結予定の公表【地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び4号に係る公表】

NO	契約予定件名 ----- (契約予定内容)	契約締結予定日	契約の相手方	契約の相手方の 決定方法	契約の相手方の 選定基準	発注担当課
1	武芸川地域公園剪定業務委託 ----- (武芸川地域公園の樹木剪定業務)	令和 5 年 9 月 1 日	(公社)関市シル バー人材センター	予定価格の範囲 内であること。	・地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号の規定による ・シルバー人材センター	都市計画課
2	武儀地域公園剪定業務委託 ----- (武儀地域公園の樹木剪定業務)	令和 5 年 9 月 1 日	(公社)関市シル バー人材センター	予定価格の範囲 内であること。	・地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号の規定による ・シルバー人材センター	都市計画課
3	上之保地域公園剪定業務委託 ----- (上之保地域公園の樹木剪定業務)	令和 5 年 9 月 1 日	(公社)関市シル バー人材センター	予定価格の範囲 内であること。	・地方自治法施行令第167条の2第1 項第3号の規定による ・シルバー人材センター	都市計画課

※ 契約内容の詳細については、各担当課にお問い合わせください。